広島県告示第四百七十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、平成二十五年六月十日までの間、縦覧に供する。

平成二十五年五月二十七日

広島県知事　湯　﨑　英　彦

一　道路の種類

県道

二　路線名

三原竹原線

三　道路の区域

区間	新旧の別	敷地の幅員（メートル）	延長（メートル）	備考
竹原市小梨町字小吹山二〇九一番五地先から竹原市小梨町字小吹山二〇八六番一地先まで	旧	四三・〇〇～六二・八〇	七八・三〇	
	新	三一・五〇～五二・九〇	七八・三〇	幅員減少 不用物件延長七八・三〇メートル